

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針等への追加	
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	電話番号:03-5253-5909 e-mail:denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年1月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>現行制度では、電気通信業務用基地局のうち電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要と認められるものを「特定基地局」と位置付けた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣が特定基地局の開設に関する指針である「開設指針」を定め(電波法(昭和25年法律第131号)第27条の12第1項)、 ・特定基地局を開設しようとする者は、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成して総務大臣の認定(電波法第27条の13第1項)を受けることができることとし、 ・認定を受けた者は、認定の有効期間中、認定を受けた開設計画(以下「認定計画」という。)に従い開設する特定基地局の免許について排他的な申請(当該認定に係る周波数の他者利用を排除)をすることができる(電波法第27条の17) <p>こととしている。</p> <p>電波の公平な利用(できるだけ多くの者が電波を利用すること、免許人間で使用する周波数の幅に均衡が取れていること等)は電波法の目的の一つであり、有限希少な電波の割当てを受けられる者は限られることから、その確保は重要である。</p> <p>従来の開設指針では、電波の公平な利用の確保に関する事項は、バスケット条項(特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項)(電波法第27条の12第2項第9号)に基づき規定していたが、今回、周波数の再割当てに係る制度の整備に伴い、開設計画の認定の有効期間を、現行の「5年を超えない範囲」から「10年を超えない範囲」に延長することにより、認定開設者(開設計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)が認定に係る周波数を排他的に利用できる期間が長延化するため、長期間の排他的利用が認められる当該周波数の電波の公平な利用を確保することが一層必要となる。</p> <p>現行制度を維持する限り、この状況は、今後も継続するため、電波の公平な利用の一層の確保が行われていない状態をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>上記のとおり。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>開設指針の記載事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定基地局を開設しようとする者の区分(既に開設されている電気通信業務用基地局の免許人であるか否か等を勘案して設定)ごとに割り当てる周波数の幅の上限 ・(周波数の割当てを受けられなかった者への対応として)認定に係る周波数について他者業務への利用の確保に係る事項(具体的には、当該特定基地局の電気通信設備を用いた接続・卸役務提供の促進に関する事項) <p>等の電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項を追加する。</p> <p>また、開設指針に「接続・卸役務提供の促進に関する事項」を定めることに対応し、開設計画の記載事項として、「接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの」を追加する。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案】</p> <p>電波の公平な利用の確保のために、特定基地局を開設しようとする者に対して周波数を一律に割り当て、接続・卸役務提供を義務付けること。</p>	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項(特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項)(電波法第27条の12第2項第9号)を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で申請者が申請を行う際の負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。	—
(行政費用)	上述のとおり、本制度は、電波の公平な利用の確保に関する事項を開設指針に記載するに当たり、これまでバスケット条項(特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項)(電波法第27条の12第2項第9号)を根拠として申請者に記載を求めていたところ、当該事項の記載根拠を法律に規定して明確化することとしたものに過ぎず、本改正の前後で開設計画の認定審査にかかる負担を大きく変化させるものではないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。	—
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	本制度により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられる、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により、電波の公平な利用の一層の確保が期待される。	—
(副次的・波及的な影響)	本改正により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられるほか、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により電波の公平な利用が一層確保されることで、様々な電波の利用方法が検討され、有限希少な電波のより有効な利用が実現されることが期待される。	—
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、遵守費用及び行政費用については大幅な追加費用は発生しないものと考えられる一方で、本制度により、電波の「利用の機会」がより多くの者に与えられる、電波の割当てを受けた者による他者業務への利用が促進される等により、電波の公平な利用や電波の有効利用の一層の確保が期待される。これを踏まえ、本制度により得られる便益は、本制度の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本制度の導入は妥当と考えられる。	
代替案との比較	電波の公平な利用の確保のために、特定基地局を開設しようとする者に対して周波数を一律に割り当て、接続・卸役務提供を義務付けることも考えられるが、電波の公平な利用の確保は、電波の有効利用、その特性等を踏まえて適切に実施する必要がある。本制度と比較して、柔軟な対応が実施できないことから、現時点では、この代替案を適用することは適切ではない。	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和2年11月から開催された有識者懇談会である「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において、オブザーバである携帯電話等事業者に意見発表の機会を設けて丁寧に議論を進めるとともに、報告書案に対する意見募集も実施した上で、令和3年8月に報告書が取りまとめられており、本制度は当該報告書を踏まえたものである。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を目途として事後評価を実施し、特定基地局に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>本制度導入後の電波の利用状況調査において、その利用状況を確認する。</p>	
備考		